

船員法等関係法令違反船舶所有者(令和6年度第3/四半期(令和6年10月～12月分))

公表年月日	船名	船種 又は 業種	船舶所有者名 (法人にあつては 代表者名) 法人番号	所在地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行った 主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備考 (所管局)
令和7年2月7日	—	内航海運業	株式会社SEA WAY (8240001016939)	広島県広島市	令和6年10月17日	雇入契約の内容変更等の違反事実を確認したため。	戒告 船員法第32条第3項、第36条第2項等)	中国運輸局
	MARINE HAPPINESS	旅客船	福山 雄士	島根県隠岐郡知夫村	令和6年12月25日	雇入契約の成立の届出等の違反事実を確認したため。	戒告 (船員法第37条、第83条第1項等)	中国運輸局
	第五ひのき	引き船兼一体型押し船	檜垣造船株式会社 (5500001012187)	愛媛県今治市	令和6年10月18日	発航前の検査、航海の安全の確保等の違反事実を確認したため。	戒告 (船員法第8条、第14条の4等)	四国運輸局
	第二おりいぶ 明春丸 第三おりいぶ 和丸	貨物船 貨物船 貨物船 曳船	明港汽船株式会社 (2470001010726)	香川県 観音寺市	令和6年11月27日	発航前の検査、航海の安全の確保等の違反事実を確認したため。	戒告 (船員法第8条、第14条の4等)	四国運輸局

※公表理由：船員法等の違反に対する累積ポイントが120ポイント以上となったため。

※公表内容に関する問い合わせ先（管轄局）

中国運輸局海上安全環境部 運航労務監理官  
四国運輸局海上安全環境部 運航労務監理官

電話082-288-8708  
電話087-802-6830